資料5

平成24年7月

### 平成24年度合法木材の幅広い普及方法等の検討(案)

### 1 趣旨

合法木材表示実証調査の結果に基づく表示方法の実施手続き等の検討を行う。 併せて、合法木材供給体制の推進のためのコンセンサスの推進について検討を 行う。

#### 2 合法木材表示実証調査の結果

## (1) ラベリングの効果

消費者、市場などで自社製品のアピールの道具として使える(ケースがある) (半数の事業者が「自社製品の信頼性の向上」と回答) (販売推進という具体的な見返りを求めることは無理)

### (2) 事業者の実施上の課題

要求がないし不必要と答えたものが否定的な回答の多数。梱包単位での表示、 プレカット時点での表示などさまざまな運用ができ、コストの問題で決定的な 問題点を指摘されなかった。

## (3) 表示を一般化する上での留意点

#### (信頼性への責任とその範囲)

木材製品への合法木材表示は、合法性が証明された供給システムの内容を幅広い説明する場となり、飛躍的に幅広い普及のきっかけだが、信頼性についての責任が問われるきっかけともなる。以上のことから、表示を一般化する場合には、①表示の責任が事業者であることを明確にすること、②認定団体としては表示事業者に対してガイドラインによる義務を実施していることを確認する手続を行うこと、③ガイドラインによる合法性証明の内容を明確に示しておくこと、が求められる。

#### (他の表示事項との調整)

木材の表示について、品質・産地などの表示先行しており、事業者が複数マークを一つのシールで表示する、手続きを明確にしておく必要がある。

### (表示への誤解の対処)

「シールを貼ってある製品の合法性を明確にした場合、シールがない製品は 違法伐採材ということになるのでないか」「マークが品質を担保する安心のマー クなのでないか」など誤解と混乱をもたらさないよう、丁寧な説明が必要であ る。

## 3 検討方法

## (1)専門委員会に設置

表示問題も含め、消費者等への普及、信頼性の確保も含めた合法木材普及定着の方策を具体的に検討するため、業界団体、NGO、学識経験者よりなる専門委員会を設置する。

# (2) 検討事項

- ア) 合法木材表示の課題と表示規定の改定
- イ) 合法木材等の供給体制の信頼性確保のための合意形成手法

## (3) 検討スケジュール

- 8月 第1回委員会
- 9月 素案の検討意見募集など
- 11月 第2回委員会